

ハピラインふくい開業に向けた機運醸成イベント開催業務に係る 公募型プロポーザル実施要領

1 目的

ハピラインふくい開業に向けて、実際に家族で乗車し、福井市内の各駅をめぐるような仕掛けを行い、今後の利用促進につなげる。

2 業務の概要

- (1) 業務名 ハピラインふくい開業に向けた機運醸成イベント開催業務
- (2) 業務内容 別添 企画提案仕様書のとおり
- (3) 委託期間 契約締結日から令和6年3月31日（日）まで
 - ①マップ作成イベント 契約締結日から12月17日（日）の期間中にイベント実施
但しマップ製本は令和6年2月29日（木）までとする。
 - ②スタンプラリー開催期間 契約締結日から令和6年3月のハピラインふくい開業日※の前日までの期間中とする。
※期限は契約締結後に協議する。
- (4) 見積上限額 1,600千円（消費税及び地方消費税含む。）
※なお、参考見積書の金額が、見積上限額を超過した場合は失格となります。
また、本業務に関する協議や各種打ち合わせ、申請等に要する費用も業務に要する費用に含まれます。

3 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる事項をすべて満たす者とする。

- (1) 福井市一般業務の委託に係る競争入札参加資格等に関する要綱（平成11年12月20日施行）の規定に基づき、福井市一般業務競争入札参加資格者名簿に登録されていること。又は公表日から参加申込書提出期限までの間に、福井市一般業務競争入札参加資格審査申請書を提出済みであること。
- (2) 公表日から受託候補者特定の日までの間において、福井市物品調達等契約に係る指名停止等措置要領（平成14年4月1日施行）による指名停止措置又は指名除外措置を受けている者でないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (4) 破産法（平成16年法律第75号）の規定により破産の申し立てがなされていないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申し立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申し立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (6) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (7) 役員（役員として登記又は届出はされていないが事実上経営に参画している者を含む。以下この号において同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。）でないこと又は役員が暴力団（同条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と社会的に非難さ

れるべき関係を有していると認められる者でないこと。

(8) 参加申込をする時点において、当該プロポーザルに参加しようとする他の者との間に、次のいずれかに該当する資本的関係又は人的関係がない者であること。

①親会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第4号の親会社をいう。以下同じ。）と子会社（会社法第2条第3号の子会社をいう。以下同じ。）の関係（個人事業主又は会社の役員が他の会社の議決権総数の過半数を所有する場合における、当該個人事業者又は当該役員に係る会社との関係を含む。）

②親会社（個人事業主又は会社の役員が議決権総数の過半数を所有する場合における、当該個人事業者又は当該役員に係る会社を含む。）を同じくする子会社同士の関係

③一方の会社の役員（個人事業主を含む。）が他方の会社の役員を現に兼ねている関係

④一方の会社の役員（個人事業主を含む。）が他方の会社の管財人（会社更生法第67条第項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人をいう。）を現に兼ねている関係

(9) 当該プロポーザルにおいて、事業協同組合（中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条又は中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条に規定する組合又は団体をいう。）として参加する場合は、その組合員又は会員ではないこと。

(10) 平成30年4月1日から令和5年3月31日までの期間に、次の要件を満たす業務を完了した実績を有すること。

・地方公共団体又は地方公共団体を構成員とする団体が発注した1,120千円以上（消費税等を含む。）の福井県内における集客イベント業務

(11) 複数の事業者により構成される共同体である場合は、次に掲げる条件を全て満たすこと。

①共同体は、3者以下で構成すること。（共同体を構成するすべての事業者を「構成員」という。以下同じ。）

②共同体の構成員は、業務委託において当該共同体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うこと。

③共同体の構成員は、単独又は他の共同体の構成員として本プロポーザルに参加していないこと。

④共同体の構成員は、上記（1）～（9）に掲げる事項を全て満たし、かつ、共同体を代表する者は、併せて、上記（10）に掲げる要件もすべて満たしていること。

4 スケジュール

期日・期限	手続き	手段等
令和5年7月10日（月）	(1)実施要領等の公表	ホームページ
令和5年7月18日（火）12時必着	(3)質問の受付期限	メール
令和5年7月20日（木）	(4)質問に係る回答	ホームページ
令和5年7月21日（金）12時必着	(5)参加申込書締切	持参又は郵送
令和5年7月27日（木）	(6)参加資格審査の結果通知	メール及び郵送
令和5年8月7日（月）12時必着	(7)企画提案書等の提出期限	持参又は郵送

令和5年8月14日（月）	(8)第1次審査 （企画提案書等の提出が5者 以上の場合）	
令和5年8月18日（金）	第1次審査結果通知	メール
令和5年8月18日（金）	(9)第2次審査の通知 審査委員会（プレゼンテーション） の開始時間・場所の通知	メール
令和5年8月29日（火）	(10)第2次審査 審査委員会（プレゼンテーション）	
令和5年9月1日（金）	(11)審査結果通知	メール及び郵送
契約締結の協議後	契約締結	

5 プロポーザルの手続等

(1)実施要領等の公表

- ①公表日 令和5年7月10日（月）
- ②公表方法 市ホームページに掲載「プロポーザル情報」
(<http://www.city.fukui.lg.jp/kurasi/koutu/shinkansen/p025816.html>)
- ③公表資料 ・実施要領
・企画提案仕様書

(2)質問の受付

本プロポーザルに参加するにあたり、質問事項がある場合は、質問票により受け付けます。
※電話又は口頭による質問は受け付けません。

- ①提出書類 質問票（様式1）
- ②提出期限 令和5年7月18日（火）12時（必着）
- ③提出方法 電子メール（shinkansen@city.fukui.lg.jp）
※提出後、新幹線整備課へ、電話により到達の確認を行うこと。

(3)質問に係る回答

- ①回答日 令和5年7月20日（木）
- ②回答方法 質問内容及び回答を市ホームページに掲載
※質問書を受け付けたものから、掲載します。

(4)参加申込書の提出

本プロポーザルへの参加を希望する者は、次のとおり必要書類を提出してください。

- ①提出書類 ア 参加申込書（様式2）
イ 参加資格誓約書（様式3）
ウ 類似業務受託実績概要書（様式4）
エ 会社概要書（様式5）
オ 共同体結成届出書（様式6）

なお、福井市一般業務競争入札参加資格者名簿に登録がない場合は、以下のものも併せて提出してください。証明書等は、提出日以前3か月以内に発行されたもの（コピー可）であること。

参加申込書の提出までに福井市一般業務競争入札参加資格審査申請書を提出した者	・福井市一般業務競争入札参加資格審査申請書受領書の写し（受付印が押しておあるもの、若しくは受付したことが分かる書類を添付）
---------------------------------------	---

②提出期限 令和5年7月21日（金）12時（必着）

③提出方法 持参又は郵送

※ 持参の場合は、平日の9時から17時までの間に提出してください。ただし、21日（金）は12時までとします。

※ 郵送の場合は、配達記録郵便又は書留で送付してください。

④提出先 新幹線整備課

⑤参加辞退 参加申込書提出後に参加を辞退する場合は、速やかに、参加辞退届出書（様式7）を提出してください。

※ 電話連絡の上、配達記録郵便又は書留にて提出してください。

(5)参加資格審査の結果通知

参加申込書の提出者について参加資格の確認を行い、その結果(資格の有無)を通知します。

①通知日 令和5年7月27日（木）

②通知方法 電子メール及び郵送

(6)企画提案書等の提出

- ・参加資格が有ることが確認された者は、下記の①の提出書類を提出してください。
- ・企画提案書は、1者1提案（共同体での提案を含む。）とします。
- ・提出期限までに下記①の提出書類を提出しない者は、辞退したものとみなします。
- ・提出書類の再提出は、下記③の提出期限に限り認めます。なお、提案書の部分的な差し替えは認めません。

①提出書類 ア 企画提案書提出書（様式8）

イ 企画提案書及び参考見積書（任意様式）※下記のとおり、一部様式の指定有り

※ 用紙の形式等は、A4版、片面印刷、枚数制限なし、横置き横書き上綴じとします。ただし、表現の都合上、用紙や記述の方法を一部変更することは可能とします。

※ 企画提案書及び参考見積書の作成にあたっては、企画提案仕様書を参照してください。

※ 見積上限額を超える提案があった場合は失格とします。

②提出部数 正本1部、副本14部

※ 正本には事業者名を記載し、副本には事業者名を記載しないでください。（正本は一式、電子データでも提出してください。）

※ 企画提案書提出書（様式8）は1部のみ提出してください。

③提出期限 令和5年8月7日（月）12時（必着）

④提出方法 持参又は郵送

※ 持参の場合は、平日の9時から17時までの間に提出してください。ただし、7日（木）は12時までとします。

※ 郵送の場合は、配達記録郵便又は書留で送付してください。

※ 企画提案書の電子データの提出後は、新幹線整備課へ、電話により到達の確認を行ってください。

⑤提出先 新幹線整備課

(7) 第1次審査（書類審査）及び結果通知

企画提案書を提出した者（以下「提案者」という。）が5者以上となった場合は、市が別に設置する「審査委員会」において、提出書類による書類審査を行い、高い評価を得た提案者4者を選定します。なお、提案者が4者以下の場合は、第1次審査を省略し、第2次審査において、書類審査及びプレゼンテーション等による審査を実施します。なお、評価は「6 審査基準及び配点」に基づき審査します。

①開催予定日 令和5年8月14日（月）

②通知日 令和5年8月18日（金）に電子メールにて通知

選考された提案者には下記（8）による通知を併せて行う。

(8) 第2次審査（プレゼンテーション）

第1次審査により選考された提案者に対し、第2次審査の実施会場及び開始時間、プレゼンテーションの概要を通知します。

・「審査委員会」において、提出された企画提案内容をより深く理解するため、提案者によるプレゼンテーションを行った後に審査を行い、総合的に審査した上で、受託候補者を1者、提案者が2者以上の場合はこれに加え、次点受託候補者を1者選定します。

・審査結果によっては、いずれの提案者も受託候補者としがない場合があります。

・提案者が1者のみであった場合でも、審査委員会において提案内容の審査を行い、選定の可否を決定します。

①実施日時 令和5年8月29日（火）

②実施場所 福井市役所 会議室

③実施方法 ア 提出した企画提案書等によるプレゼンテーション

・持ち時間は、1者につき原則15分（準備にかかる時間を除く）としますが、進行スケジュールにより変更することがあります。上記、「(9) 第2次審査（プレゼンテーション）の開始時間・場所の通知」に併せ、当日の持ち時間を正式に通知します。

・業務の企画運営に携わる実務担当者が説明を行ってください。

※出席者は、3名以内とします。なお、共同体については、代表者及び構成員各1名以上は必ず出席してください。

・審査委員会当日の企画提案書等の差替え及び追加資料の配布等は認めません。

・企画提案書に基づかないプレゼンテーション部分は、審査対象外とします。

イ 質疑応答 15分

- ④留意事項
- ・プレゼンテーションの順番は、企画提案書等の受付順とします。
 - ・プレゼンテーションで使用するスクリーンや電源コードは市で準備しますが、パソコン及びプロジェクターは各自準備してください。
 - ・新型コロナウイルス感染症の影響により、審査会の方法を変更して審査を行う場合があります。
 - ・プレゼンテーションに参加しない場合は失格とします。
 - ・災害や交通機関の事故等、やむ得ないと判断される正当な理由がなく、指定期限に遅れた場合は、失格とします。

(9)第2次審査結果の通知

提案者に対し、第2次審査の結果について、次のとおり通知します。

①通知日 令和5年9月1日（金）

②通知方法 電子メール及び郵送

また、市ホームページにおいても公表します。

6 審査基準及び配点

第1次審査及び第2次審査は、以下の審査基準に基づき審査します。

採点にあたっては下表の審査項目ごとに、算出・合計して提案者の得点とし、結果に用います。

採点の結果が60点未満の提案者は受託候補者としません。

審査項目		詳細	配点
企画提案 内容	集客力	・多くの市民が参加でき、楽しめる企画となっているか。 ・ハピライン開業PRの趣旨に沿ったイベント内容で機運醸成が期待できるか。	85点
	広報	・SNSの活用など、効果的な広報となっているか。 ・ハピラインふくい認知度向上に寄与しているか。	
	市民との連携	・地域団体等連携し、イベント規模の拡大、質の充実、集客の相乗効果を図る工夫がなされているか。 ・地域の声が反映された内容となるよう工夫されているか。	
	利用促進	・並行在来線の利用促進に寄与しているか。	
業務遂行 能力	業務体制・実績	・本業務を実施するにあたり、人員確保・配置、スケジュールは適切であるか。 ・円滑な実施が期待できる、過去の実績等があるか。	15点
経費	業務経費	・必要となる経費・費目を過不足なく考慮し、適正な積算が行われているか。 ・コストパフォーマンスは優れているか。	
合計			100点

7 契約の締結等

- (1) 審査委員会において選定された受託候補者と契約締結の協議を行う。
- (2) 契約締結の協議は、企画提案内容をそのまま実施することを約束するものではなく、市から企画提案書の内容への追加、変更又は削除を求めることがあります。
- (3) 契約締結の協議により、業務に係る仕様を確定させ、見積書を徴した上で、その内容に基づく契約手続きを行います。
- (4) 業務に係る仕様について、市が、必要があると認めるときは、提案募集時の内容から変更することができるものとします。
- (5) 契約締結の協議が整わなかった場合には、審査委員会で順位付けられた次点の提案者と契約締結の協議を行います。
- (6) 契約締結にあたっては、福井市一般業務競争入札参加資格者名簿への登録を条件とします。
- (7) 市から支払う委託料については、全ての業務終了後に提出される報告書に基づき、市において契約内容を確実に履行していることを確認した上で支払います。なお、部分払いが必要な場合は、市と受託者が別途協議し、契約書に定めることとします。

8 失格事由

次のいずれかに該当した場合は、当該参加申込者（共同体の場合は、すべての構成員）について、本プロポーザルへの参加を認めないか、又は契約の締結を無効とし、若しくは取消しを行うことがあります。

- (1) 前記「3 参加資格」に掲げる要件を満たさなくなったとき。
- (2) 提出方法、提出先、提出期限に適合しないとき。
- (3) 作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないとき。
- (4) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないとき。
- (5) 虚偽の内容が記載されているとき。
- (6) 審査の公平性に影響を与える行為があったとき。
- (7) 本要領に違反すると認められるとき。
- (8) その他、市があらかじめ指示した事項に反する行為があったとき。

9 その他注意事項

- (1) 提出された書類は、本プロポーザルの実施以外の目的では使用しません。
- (2) 提出された書類は、返却しません。
- (3) 提案に関する費用（資料作成費・通信運搬費・交通費等）は、審査結果の如何に関わらず提案者の負担とします。
- (4) 提出された書類は、福井市情報公開条例に基づく開示請求があった場合は、原則として開示の対象となります。ただし、提案者が事業を営む上で、正当な利益を害すると認められる情報は不開示となる場合があります。なお、本プロポーザル実施前において、受託候補者の決定に影響が出るおそれがある情報については決定後の開示とします。
- (5) 業務の履行期間はもとより、その後においても、当業務で知り得た機密、個人情報に厳重に取り扱うこととし、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守してください。

- (6) 本業務の受託者となる者の企画提案書は、委託契約締結時点で、市に帰属するものとします。
- (7) 企画提案書に特許権など法令等に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている内容を含む場合、当該権利の使用に係る調整は提案者が行うとともに、その使用に係る経費を委託料に計上してください。また、著名人の起用を含む場合は、企画提案書に特段の記載がない限り、提案者の責任において当該著名人の起用が可能であるものとみなします。
- (8) 委託業務における受託者の制作物は市に帰属するものとします。ただし、受託者が権利の留保を求める著作物の一部については、別途協議の上、定めます。委託契約期間終了後、市が制作物を使用するにあたり制限がある場合には、企画提案書にその旨を明記してください。
- (9) 参加申込書の提出をもって、参加申込者（共同体の場合は、全ての構成員）が実施要領の記載内容に同意したものとみなします。

10 担当部署（書類提出先・問い合わせ先）

福井市 都市戦略部 新幹線整備課

〒910-8511 福井市大手3丁目10-1 （福井市役所本館6階）

電話：0776-20-5180

FAX：0776-20-5139

電子メール：shinkansen@city.fukui.lg.jp